様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025　年　01　月　21　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） （　かぶしきかいしゃ　ぶらすてむ）  一般事業主の氏名又は名称 株式会社　ブラステム  （ふりがな）（あおの　がくじ）  （法人の場合）代表者の氏名　代表取締役社長　　　青野　学二  住所　〒849-0903  佐賀県佐賀市久保泉町大字下和泉1201-1  法人番号　3300002001310  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | BLASTEM　DX　戦略 | | 公表日 | 2024年12月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社HP  <https://www.blastem.net/cms/wp-content/uploads/2024/11/dx_documents.pdf>  のP2:経営ビジョン／P3:経営ビジョンと事業ドメイン／  P4:目指す事業領域 | | 記載内容抜粋 | 1. ：業界を取り巻く環境として以下を認識しています ＞環境規制の強化 ＞コスト削減のプレッシャー ＞技術革新の必要性 ＞労働力不足 2. ：経営ビジョンとして以下を宣言しています ＞自動化により生産性向上を図りユーザーが求めている単価、納期、安定した供給と品質に応える ＞自動化により作業者の重労働からの解放と売上拡大による賃金アップを実現する 3. ：経営の方向性をアンゾフの成長マトリックスを活用して定義しております | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024/11/11日開催の取締役会にて承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | BLASTEM　DX　戦略 | | 公表日 | 2024年12月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社HP  <https://www.blastem.net/cms/wp-content/uploads/2024/11/dx_documents.pdf>  のP5:DX実現に向けた情報システム戦略　及び  P2:「経営ビジョン」の「デジタル技術の活用要件」 | | 記載内容抜粋 | DXのX（トランスフォーメーション）に関する方針  ＞新規顧客の開拓推進  ＞新機能（ノウハウ）の獲得  ＞新技術の採用  DXのD（デジタル化）に関する方針（戦略）  上記Xを実現するために情報システム技術を活用する  ＜情報システム化方針＞  　＞システム化のみでなく業務の見直し／標準化／スリム化を合わせて検討する  　＞一般ユーザーでも簡易に開発できるシステム（ノーコードツール等）を選択し属人化を排除する  　＞クラウド環境を積極的に採用する  データの有効活用に関してはP2:の「デジタル技術の活用要件」で具体的な取り組み方針を記載しています。  基本要件として、IoT等の活用により、リアルタイムでのデータ収集を行います。  この収集したデータはすべてクラウド環境に保存し、場所を問わないリアルタイムでのアクセスを可能とします。  これらによる実現効果として  　　・品質管理の向上  　　　＞ビッグデータの活用による品質監視／異状検知  　　　＞AIを活用した自動品質検査  　　・プロセスの自動化  　　　＞ロボットや自動化による作業効率の向上  　　　＞人為的ミスの削減  を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024/11/11日開催の取締役会にて承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 自社HP  <https://www.blastem.net/cms/wp-content/uploads/2024/11/dx_documents.pdf>  のP8：DX推進の実行体制  P9:戦略マップ | | 記載内容抜粋 | ＜実行体制＞  ・社長自らが統括責任者となり、PMを専務とし、経営者が率先してプロジェクトを推進する  ・実施部門は組織横断的にメンバーを選定  ・プロジェクト推進者として外部専門家（ITC）に依頼し助言を得る  ＜人材育成＞  ・戦略的な人事施策を実施し、リスキリングを行う  ・社員処遇や、福利厚生の見直しによるESの向上  ・営業部員の増員を図る |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 自社HP  <https://www.blastem.net/cms/wp-content/uploads/2024/11/dx_documents.pdf>  のP5：DX実現に向けた情報システム戦略 P7:新システムの構成 | | 記載内容抜粋 | ＜実現を目指す具体的なIT環境＞  　　(2)に記載した＜情報システム化方針＞を踏まえた新システムの構築イメージをP7に公表しています。  　・Cloud環境に情報共有システムとノ―コードツールを整備  　・業務スリム化のための現場端末の配置  　・データの発生源入力の実現 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | BLASTEM　DX　戦略 | | 公表日 | 2024年12月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 自社HP  <https://www.blastem.net/cms/wp-content/uploads/2024/11/dx_documents.pdf>  P10:DX実現に向けた指標（KGI/KPI） | | 記載内容抜粋 | BSCの4つの視点（財務／顧客／業務プロセス／学習・成長）ごとに指標を設定しています。  財務の視点には目標指標（KGI)、その他の視点ではKGIを達成するための、評価指標（KPI)を設定しています。  ＜財務の視点＞  粗利（千円）／営業利益（千円）  ＜顧客の視点＞  既存顧客売上増加額／新規市場売上高／営業員の増員  ＜業務プロセス＞  見積システム構築による業務効率向上／業務改善システムの構築  ＜学習と成長の視点＞  社員満足度の向上／原価管理システムの構築／リスキリング研修の実施 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年12月1日 | | 発信方法 | 自社HP  <https://www.blastem.net/cms/wp-content/uploads/2024/11/dx_documents.pdf>  のP1:DX実現に向けた経営者メッセージ | | 発信内容 | 当社を取り巻く業界環境の認識を踏まえて、  ＜当社の対応方針＞として以下を宣言しています。  　　・全社を挙げてのDXへの取り組みを行う  　　・最新ICT技術の採用による、業務プロセスの変革  　　・お客様満足度の向上や従業員価値構造の確立 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024/11/26 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断をIPAに登録済み |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024/12/1 | | 実施内容 | Security Action 二つ星を宣言済み |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。